

厚生労働省群馬労働局発表  
令和5年12月26日

令和5年12月26日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課  
監督課長 五十嵐 勇樹  
監察監督官 相澤 敏和  
(直通電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

## 北関東3労働局（群馬、茨城、栃木）による建設現場 に対する一斉監督の実施結果について

～群馬局では124の現場に対し一斉監督を実施、47.6%の現場で法令違反～

北関東3労働局では、年末の建設業における労働災害防止徹底を図るため、各県内の建設現場に対する一斉監督を実施しました。

群馬労働局（局長 加藤 博人）における実施結果について公表します。

### 【建設現場一斉監督指導結果等の概要（群馬局）】

- 実施期間 令和5年12月1日～12月14日
- 実施数 124現場
- 違反数 59現場（47.6%）（昨年比-3.0%）  
《主要違反事項》  
墜落災害の防止に関する違反 27現場（21.8%）（昨年比+3.0%）  
建設機械災害の防止に関する違反 21現場（16.9%）（昨年比+8.8%）  
《使用停止等命令》  
労働安全衛生法に基づく立入禁止命令等 10現場（8.1%）（昨年比+4.3%）

今回の監督結果を踏まえ、建設現場における労働安全衛生法の遵守が図られるよう、事業者団体や公共工事発注機関に対し、労働災害の未然防止について協力を依頼する予定としています。

※ 他局の監督実施状況は以下のとおりです。【別添2参照】

茨城局 監督（173現場） 違反（108現場） 違反率（62.4%）  
栃木局 監督（90現場） 違反（39現場） 違反率（43.3%）

## 群馬労働局における監督指導結果等について（詳細）

### 1 工事種別毎の法違反の状況

（ ） 昨年度

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施工事現場数	46 (75)	57 (76)	21 (9)	124 (160)
違反工事現場数	24 (28)	28 (49)	7 (4)	59 (81)
違反率	52.2% (37.3%)	49.1% (64.5%)	33.3% (44.4%)	47.6% (50.6%)
墜落災害の防止に関する違反	7	16	4	27
違反率	15.2%	28.1%	19.0%	21.8%
建設機械災害の防止に関する違反	12	6	3	21
違反率	26.1%	10.5%	14.3%	16.9%
使用停止等命令書交付現場数	1	8	1	10
違反率	2.2%	14.0%	4.8%	8.1%

### 2 発注者別の状況

（ ） 違反率

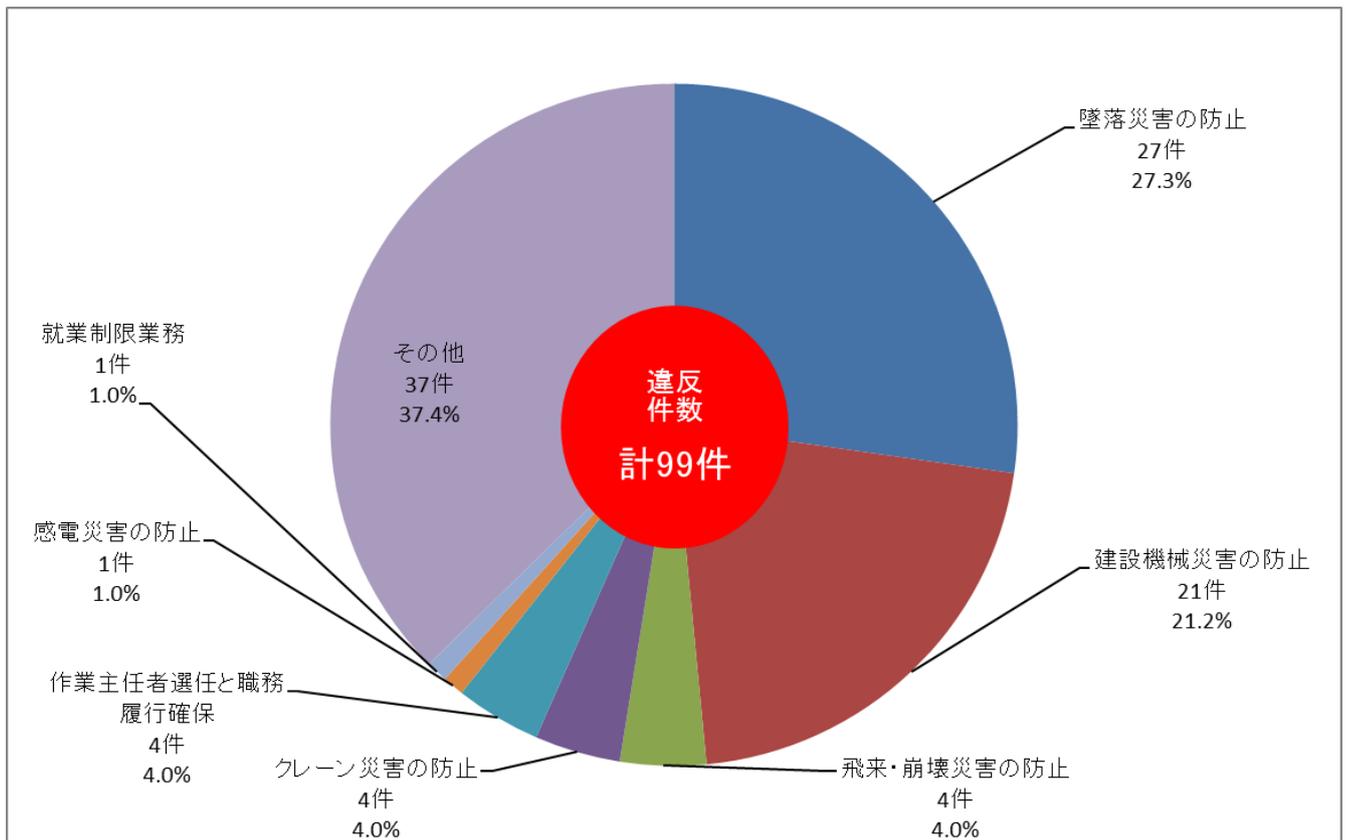
	土木工事	建築工事	その他工事	合計
公共工事	43	24	13	80
違反工事現場数	21 (48.8%)	9 (37.5%)	5 (38.5%)	35 (43.8%)
使用停止等処分現場数	1	5	1	7
民間工事	3	33	8	44
違反工事現場数	3 (100.0%)	19 (57.6%)	2 (25.0%)	24 (54.5%)
使用停止等処分現場数	0	3	0	3

### 3 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 27 件 (27.3%) と最も多く、次に、建設機械災害の防止に関する違反 21 件 (21.2%)、そのほか、飛来・崩壊災害の防止、クレーン災害の防止、作業主任者専任と職務履行確保が各 4 件 (4.0%) の順となっています (グラフ参照)。

※1 主要違反事項の割合は、違反総件数に対する割合。

※2 各主要違反事項を複数計上しているため、違反件数と違反現場数は一致しません。



### 4 具体的な違反事例【別添1参照】

## 【具体的な違反事例】

### 1 墜落災害の防止※

- ・ 建築中建物の外部足場において、墜落防止のための手すりが設置されていないなど、墜落防止の措置が講じられていない箇所があったもの。
- ・ 高さ2メートル以上の建物屋根上など作業床の端に、墜落防止用の手すりが設けられていない箇所があったもの。
- ・ 墜落による危険のおそれのある高所で、囲い等を設けることが著しく困難な作業を行うに当たり、防網の取り付けや墜落制止用器具を使用していないなど墜落防止措置が講じられていなかったもの。

※ 労働安全衛生法により、高さ（又は深さ）が2メートル以上の場所で作業を行う場合には、事業者は墜落防止対策として作業床の設置や手すりや囲い等を設ける必要があり、また、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落防止用器具を使用させる等の墜落危険防止措置を講じる必要があります。

### 2 建設機械災害の防止

- ・ ドラグ・ショベル※等の車両系建設機械を用いて作業を行うに当たり、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業計画を定め、車両系建設機械の運行経路や作業の方法について関係労働者に周知させていなかったもの。
- ・ 掘削を主たる用途とするドラグ・ショベルについて、所定の措置（クレーンモードに切り替える）を講じていないにもかかわらず、荷のつり上げなどを行っていたもの。
- ・ ドラグ・ショベルの運転手が運転席から離席するに当たり、バケットを地上に下さず上げたままにしているものや、エンジンを止め、かつ、走行ブレーキをかけるなどの逸走防止措置を講じていなかったもの。

※ 主に地面を掘削するために用いる建設機械

### 3 その他

- ・ 安全な作業通路、昇降設備が設けられていなかったもの。
- ・ モルタルミキサーの回転部に接触防止のための覆い等を設けていなかったもの。
- ・ 携帯用丸のこ盤の安全カバーを有効な状態で使用されるよう整備していなかったもの。

### 4 使用停止等命令（行政処分）

- ・ 墜落防止措置のない高さ2メートル以上の箇所に対する立入禁止措置、手すり、囲い等の設置を命ずる変更措置など。

## 北関東3労働局（群馬、茨城、栃木）による建設現場に対する一斉監督結果

### 1 令和5年度北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果

	茨城局	栃木局	群馬局	3局合計
監督実施工事現場数	173	90	124	387
うち違反工事現場数(違反率%)	108 62.4%	39 43.3%	59 47.6%	206 53.2%
うち使用停止等命令書交付現場数(交付率%)	26 15.0%	6 6.7%	10 8.1%	42 10.9%

### 2 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、**墜落災害の防止に関する違反が108件（35.5%）**と最も多く、以下、**建設機械災害の防止に関する違反38件（12.5%）**、**飛来・崩壊災害の防止23件（7.6%）**、**作業主任者選任と職務履行確保に関する違反22件（7.2%）**の順で多くなっています（グラフ参照）。

※1 主要違反事項の割合は、違反総件数に対する割合。

※2 各主要違反事項を複数計上しているため、違反件数と違反現場数は一致しません。

グラフ 北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果（主要違反事項別）

